

関連するリースを構成しない部分の収益の計上の時期およびパターンが同じである場合には、双方を分けて会計処理を行ったときの収益の計上額と双方を分けずに会計処理を行ったときの収益の計上額は変わらないと考えられ、あわせて会計処理を行っても情報の有用性が大きく損なわれないためである。したがって、IFRS 16号では認められないが、米国会計基準を参考として代替的な取扱いが認められているものである。

この取扱いを適用する場合、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを分けずに、全体について次の(i)または(ii)により会計処理を行う。

- (i) リースを構成する部分がリースを含む契約の主たる部分であるとき
- リースを構成する部分としてオペレーティング・リースに係る会計処理を行う。
- (ii) (i)に該当しないとき
- 収益認識会計基準に従って単一の履行義務として会計処理を行う。

第2章

設例でみる

「特定された資産」に関するリースの識別の判断の要点

〔この章のエッセンス〕

●リースを識別する際の要件の一つである「資産が特定されているかどうか」に関する具体的判断は、通常、契約に対象資産が明記されることにより行われるものの、契約にそのような明記がなくても特定の条件を満たしている場合には資産が特定されていることになる点に留意が必要である。

●顧客が使用することができる資産が物理的に別個のものではないものの、顧客が使用することができる資産の稼働能力が、一定の条件を満たす場合には、当該資産の稼働能力部分は特定された資産に該当することがある。

判断要件

(1) サプライヤーが当該資産を代替する実質的な権利を有している場合

「特定された資産」は、通常、契約に明記されることにより特定される。たとえば、具体的なシリアルナンバーなどが契約に明記されていれば、基本的には、資産が特定されているものと考えられる。ただし、資産が契約に明記されている場合であっても、次の①および②のいずれも満たすときには、サプライヤーが当該資産を代替する実質的な権利を有しており、当該資産は特定された資産に該当しないとされている(適用指針6項)。

- ① サプライヤーが使用期間全体を通じて当該資産を他の資産に代替する実質上の能力を有している。
たとえば、顧客はサプライヤーが資産を他の資産に代替することを妨げることができず、かつ、サプライヤーが代替資産を容易に利用可能であるかまたは合理的な期間内に調達し得る場合が該当すると考えられる。
- ② サプライヤーにおいて、当該資産を他の資産に代替することからもたらされる経済的利益が、代替することから生じるコストを上回ると見込まれるため、当該資産を代替する権利の行使によりサプライヤーが経済的利益を享受する。

なお、IFRSにおけるリース会